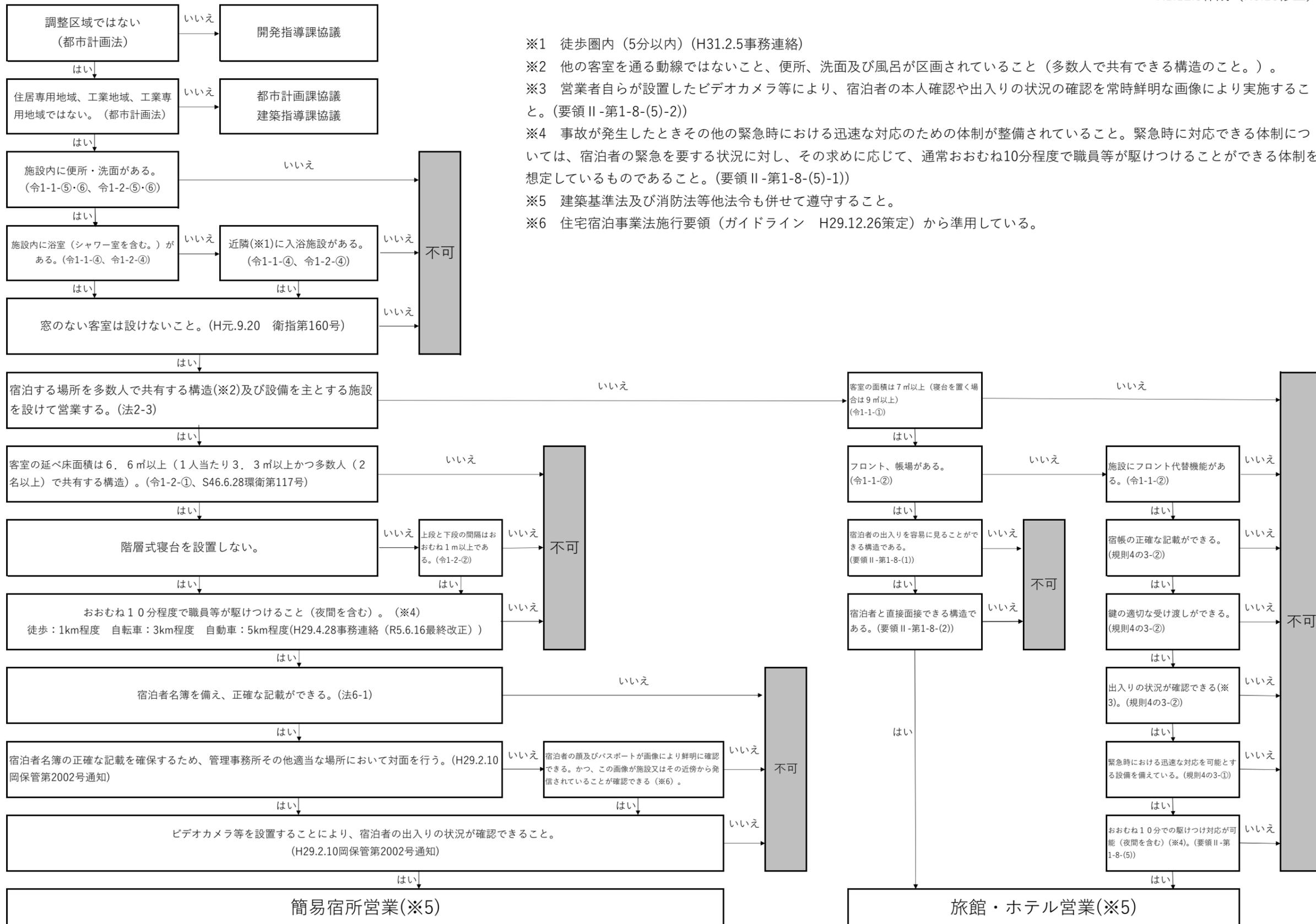


旅館業法フローチャート

R1.12.5作成 (R6.10修正)



- ※1 徒歩圏内 (5分以内) (H31.2.5事務連絡)
- ※2 他の客室を通る動線ではないこと、便所、洗面及び風呂が区画されていること (多数人で共有できる構造のこと。)
- ※3 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。(要領II-第1-8-(5)-2))
- ※4 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。(要領II-第1-8-(5)-1))
- ※5 建築基準法及び消防法等他法令も併せて遵守すること。
- ※6 住宅宿泊事業法施行要領 (ガイドライン H29.12.26策定) から準用している。